

令和3年度

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金事業概要

企画調整局

目 次

第 1	基金設立の趣旨	1
第 2	基金の概要	1
1	名 称	1
2	所 在 地	1
3	設立年月日	1
4	基本財産及び市出捐金	1
5	評議員及び役員	2
6	組織及び課別職員数	3
第 3	定 款	4
第 4	令和 2 年度事業報告	9
1	事業報告	9
2	財務諸表	11
第 5	令和 3 年度事業計画	16
1	事業計画	16
2	復興基金の運営状況	16
3	財務諸表	17

第1 基金設立の趣旨

阪神・淡路大震災からの復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

第2 基金の概要

- 1 名称 公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金
- 2 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 設立年月日 平成7年4月1日（公益財団法人移行 平成22年4月1日）
- 4 基本財産及び市出捐金（令和3年3月31日現在）

基本財産の状況	100,000,000円
〔 内 訳 兵庫県出捐金 67,000,000円 〕	
〔 神戸市出捐金 33,000,000円 〕	

5 評議員及び役員（令和3年7月1日現在）

(1) 評 議 員

氏 名	所 属 団 体 等
齋藤 富雄	関西国際大学教授
安田 丑作	神戸大学名誉教授
室崎 益輝	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
松原 一郎	関西大学名誉教授
小林 郁雄	兵庫県立大学特任教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事長
尾野 俊二	神戸商工会議所副会頭

(8 名)

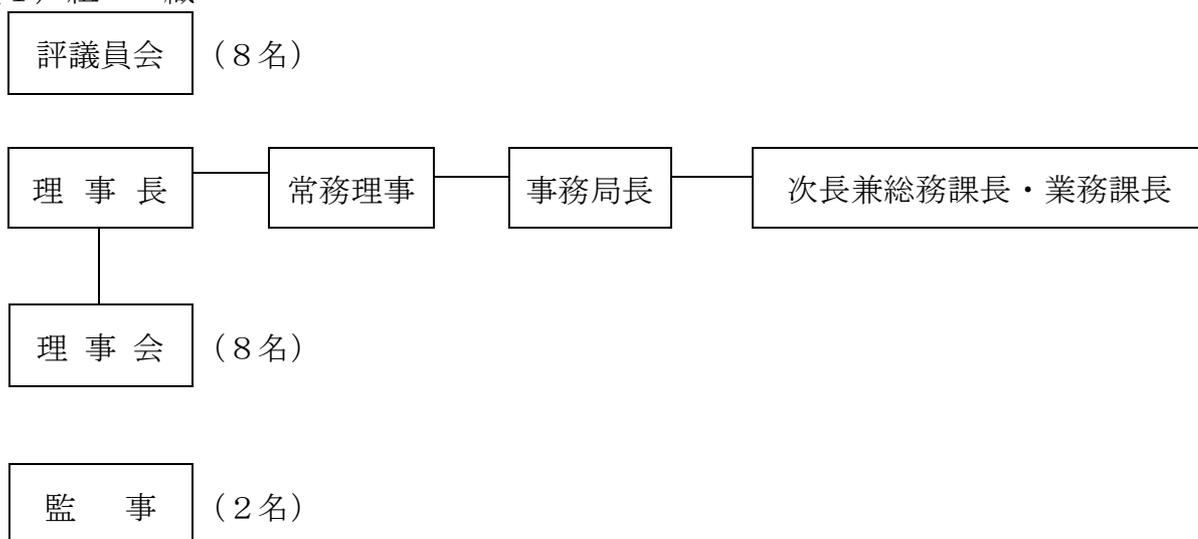
(2) 役 員

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 等
理 事 長	井 戸 敏 三	兵庫県知事
副理事長	久 元 喜 造	神戸市長
常務理事	藤 原 俊 平	兵庫県防災監
理 事	田 村 比 佐 雄	西宮市副市長
理 事	門 康 彦	淡路市長
理 事	中 村 三 郎	元神戸市副市長
理 事	古 西 保 信	元兵庫県総括部長
理 事	表 具 喜 治	(公財) ひょうご産業活性化センター相談役
監 事	田 中 基 康	兵庫県会計管理者
監 事	林 千 景	神戸市会計管理者

(理事 8 名、監事 2 名)

6 組織及び課別職員数（令和3年7月1日現在）

(1) 組織



(2) 課別職員数

区 分	正規職員	臨時職員等	非常勤嘱託員	計
総務課	3 (3)	1	0	4 (3)
業務課	2 (2)	0	0	2 (2)
合 計	5 (5)	1	0	6 (5)

(注) 1 総務課には、常務理事、事務局長、次長兼総務課長・業務課長を含む。

2 () 内書きは兼務の県職員数を示す。

第 3 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、阪神・淡路大震災からの復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的とする事業を行うため、基本財産として 100,000,000 円を保有し、現金、預金又は投資有価証券で管理する。

2 基本財産の管理は、確実かつ有利な方法をもって管理しなければならない。その一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達等計画書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第 23 条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第 28 条第 1 項第 2 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 21 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第 5 章 役員及び理事会

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、毎年度 6 月及び 3 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人の存続期間を令和3年7月31日までとし、その日の満了をもって解散する。

2 前項により清算法人となった場合は、監事を2名置くこととし、解散時における監事が就任する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の帰属)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、また、この法人が清算をする場合には、評議員会の決議を経て、残余財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第42条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4 令和2年度事業報告

1 事業報告

(1) 助成事業

被災者の自立支援及び被災地の総合的な復興対策等を円滑に進めるため、産業及びその他対策に係る助成事業を実施した。

・2年度に助成金支出のあった事業　－ 3事業－

区分	事業名	件数	助成金額
産業対策	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業	13件	1,097千円
	小計　　1事業	－	1,097千円
その他	震災の経験・教訓発信事業補助	1団体	4,381千円
	阪神・淡路大震災25年事業補助	1団体	1,075千円
	小計　　2事業	－	5,456千円
合計　　3事業		－	6,553千円

(2) 基金事業の広報の実施

被災者をはじめ県内外の人々に震災の経験と教訓を継承・発信するため、インターネットを活用し、基金事業の周知を図るとともに、フェニックスマークの活用に取り組んだ。

フェニックスマークの使用内容	件数
平成17～令和2年度承認分（新マーク）	70件
平成7～16年度承認分（旧マーク）	1,913件
累計件数	1,983件

(3) 寄附金の受入れ状況

全国から復興のために寄せられた寄附金を受け入れた。

区分	件数	金額
一般寄附	13件	13,658,660円
フェニックス協賛事業	4件	1,094,892円
合計	17件	14,753,552円

2 財務諸表

(1) 事業別収支計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日、単位 円)

収入の部		支出の部			
科目	金額	科目	金額		
公益目的事業会計	34,807,771	公益目的事業会計	34,807,771		
復興支援事業	34,807,771	復興支援事業	34,807,771		
基本財産運用収入		事業費支出			
基本財産利息収入	20,000	旅費交通費支出	4,520		
事業基金運用収入		通信運搬費支出	23,400		
事業基金利息収入	0	消耗品費支出	12,730		
寄附金収入		印刷製本費支出	677,600		
寄附金収入	14,753,552	賃借料支出	479,695		
引当金取崩額		諸謝金支出	181,000		
貸倒引当金取崩額	0	助成金支出	6,552,024		
事業基金取崩収入		委託費支出	252,900		
事業基金積立金取崩収入	20,034,219	雑支出	24,500		
		事業基金積立金支出			
		事業基金積立金支出	26,599,402		
法人会計	8,043,496	法人会計	8,043,496		
事業基金運用収入		管理費支出			
事業基金利息収入	0	給与手当支出	5,707,232		
事業基金取崩収入		福利厚生費支出	959,072		
事業基金積立金取崩収入	8,043,496	旅費交通費支出	4,060		
		通信運搬費支出	116,310		
		消耗品費支出	19,911		
		光熱水料費支出	42,634		
		賃借料支出	780,971		
		諸謝金支出	300,000		
		租税公課支出	6,100		
		負担金支出	3,000		
		委託費支出	101,566		
		雑支出	2,640		
		事業基金積立金支出			
		事業基金積立金支出	0		
当期収入合計	A	42,851,267	当期支出合計	D	42,851,267
前期繰越収支差額	B	0	当期収支差額	A-D	0
収入合計	A+B=C	42,851,267	次期繰越収支差額	C-D	0

(2) 正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日、単位 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	復興支援事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	20,000	0	20,000
②事業基金運用益			
事業基金受取利息	0	0	0
③受取寄附金			
受取寄附金	14,753,552	0	14,753,552
④雑収益			
雑収益	0	0	0
⑤引当金取崩額			
貸倒引当金取崩額	0	0	0
経常収益計	14,773,552	0	14,773,552
(2) 経常費用			
①事業費			
旅費交通費	4,520	0	4,520
通信運搬費	23,400	0	23,400
消耗品費	12,730	0	12,730
印刷製本費	677,600	0	677,600
賃借料	479,695	0	479,695
諸謝金	181,000	0	181,000
支払助成金	6,552,024	0	6,552,024
委託費	252,900	0	252,900
雑費	24,500	0	24,500
②管理費			
給料手当	0	5,707,232	5,707,232
福利厚生費	0	959,072	959,072
旅費交通費	0	4,060	4,060
通信運搬費	0	116,310	116,310
消耗品費	0	19,911	19,911
光熱水料費	0	42,634	42,634
賃借料	0	780,971	780,971
諸謝金	0	300,000	300,000
租税公課	0	6,100	6,100
支払負担金	0	3,000	3,000
委託費	0	101,566	101,566
雑費	0	2,640	2,640
経常費用計	8,208,369	8,043,496	16,251,865
当期経常増減額	6,565,183	△ 8,043,496	△ 1,478,313

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	復興支援事業		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	6,565,183	△ 8,043,496	△ 1,478,313
一般正味財産期首残高	79,142,766	15,101,784	94,244,550
一般正味財産期末残高	85,707,949	7,058,288	92,766,237
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	0	0
②一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	100,000,000
III 正味財産期末残高	185,707,949	7,058,288	192,766,237

(3) 貸借対照表

(令和3年3月31日現在、単位 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,889,242	297,626	2,186,868
普通預金	1,889,242	297,626	2,186,868
未収金	4,239,079	0	4,239,079
未収金貸倒引当金	△ 210,000	0	△ 210,000
棚卸資産	0	0	0
流動資産合計	5,918,321	297,626	6,215,947
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	100,000,000	0	100,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	100,000,000
(2) 特定資産			
事業基金積立金	80,742,168	7,058,288	87,800,456
特定資産合計	80,742,168	7,058,288	87,800,456
固定資産合計	180,742,168	7,058,288	187,800,456
資産合計	186,660,489	7,355,914	194,016,403
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	932,620	188,616	1,121,236
預り金	19,920	109,010	128,930
流動負債合計	952,540	297,626	1,250,166
負債合計	952,540	297,626	1,250,166
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	100,000,000	0	100,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(0)	(100,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	85,707,949	7,058,288	92,766,237
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(80,742,168)	(7,058,288)	(87,800,456)
正味財産合計	185,707,949	7,058,288	192,766,237
負債及び正味財産合計	186,660,489	7,355,914	194,016,403

(4) 財産目録

(令和3年3月31日現在、単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	2,186,868	未払金	
普通預金	2,186,868	助成金等の未払額	1,121,236
未収金	4,239,079	預り金	
未収金貸倒引当金	△ 210,000	臨時職員等の源泉所得税等	128,930
流動資産合計	6,215,947	流動負債合計	1,250,166
		負債合計	1,250,166
固定資産		正味財産	192,766,237
基本財産			
基本財産積立資産			
兵庫県債	100,000,000		
基本財産合計	100,000,000		
特定資産			
事業基金積立金			
普通預金	87,800,456		
特定資産合計	87,800,456		
固定資産合計	187,800,456		
資産合計	194,016,403		

(5) 財務状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元 → 2増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 118,344	▲ 149,261	▲ 1,478	147,783
		経常収益	1,876	1,755	14,773	13,018
		うち公益	1,875	1,755	14,773	13,018
		うち公益以外	1	0	0	0
		経常費用	120,220	151,016	16,251	▲ 134,765
		うち事業費（公益）	111,774	142,546	8,208	▲ 134,338
		うち事業費（公益以外）	0	0	0	0
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	8,446	8,470	8,043	▲ 427
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	55	0	0	0	
	経常外収益	55	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 118,289	▲ 149,261	▲ 1,478	147,783	
	一般正味財産期首残高	361,795	243,506	94,245	▲ 149,261	
	一般正味財産期末残高	243,506	94,245	92,767	▲ 1,478	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		100,000	100,000	100,000	0	
指定正味財産期末残高		100,000	100,000	100,000	0	
正味財産期首残高	461,795	343,506	194,245	▲ 149,261		
当期正味財産増減	▲ 118,289	▲ 149,261	▲ 1,478	147,783		
正味財産期末残高	343,506	194,245	192,767	▲ 1,478		
貸借対照表（B/S）	資産合計	407,332	259,132	194,016	▲ 65,116	
	流動資産	63,882	64,888	6,216	▲ 58,672	
	固定資産	343,450	194,244	187,800	▲ 6,444	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	63,827	64,888	1,250	▲ 63,638	
	流動負債	63,827	64,888	1,250	▲ 63,638	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	343,505	194,244	192,766	▲ 1,478	
指定正味財産	100,000	100,000	100,000	0		
一般正味財産	243,505	94,244	92,766	▲ 1,478		

第5 令和3年度事業計画

1 事業計画

(1) 基本方針

阪神・淡路大震災から四半世紀以上に及ぶ取組により、当財団の目的は概ね達成されたと認められることから、令和3年度は震災の経験や教訓を継承、発信する事業を実施し、令和3年7月31日をもって解散する。

(2) 具体的事項

復興基金記録誌及び震災教訓冊子「活かす」を作成するとともに、これまでの復興基金の取組の成果を発信する「感謝のつどい」を開催する。

2 復興基金の運営状況

(1) これまでの取組

当基金は、平成7年4月に、県・市の出えんによる基本財産200億円と、同じく県・市の無利子貸付による運用財産5,800億円の基金規模で設立された。さらに、平成9年3月には、県・市の追加の無利子貸付により運用財産を3,000億円増額し、これらの運用益により事業を展開してきた。

当初、復興計画が満了する平成16年度末にすべての事業受付を終了する予定だったが、「高齢者の自立支援」や「まちのにぎわいの回復」など残された課題に対応するため、14事業について受付期間を5年間延長した。

平成17年度には、運用財産の全額償還と基本財産の償還等による基金規模の縮小を行うとともに、今後の事業に必要な資金の確保と的確な事業執行を図るため、これまでの運用益等に基本財産から振り替えた10億円を合わせ、事業基金（取崩し型125億円）を造成し、財産の運用を図りながら運営してきた。

執行体制についても、事業量の減少に伴う見直しを行っており、ピーク時には9名派遣されていた県・市の専任職員を平成21年度末までに全て引き上げたほか、臨時職員の削減を行うなど、人件費の抑制に取り組んだ。

(2) 令和3年度の取組

阪神・淡路大震災から四半世紀以上に及ぶ取組により、当財団の目的は概ね達成されたと認められることから、令和3年度は震災の経験や教訓を継承、発信する事業を実施し、令和3年7月31日をもって解散した。その後、清算法人に移行し、令和3年度中に清算終了する予定である。

3 財務諸表

(1) 事業別収支予算書

(令和3年4月1日～令和3年7月31日、単位 千円)

収入の部		支出の部			
科 目	金 額	科 目	金 額		
公益目的事業会計	16,181	公益目的事業会計	16,181		
復興支援事業	16,181	復興支援事業	16,181		
基本財産運用収入		事業費支出			
基本財産利息収入	0	旅費交通費支出	10		
事業基金運用収入		通信運搬費支出	68		
事業基金利息収入	1	消耗品支出	10		
寄附金収入		印刷製本費支出	4,676		
寄附金収入	1	賃借料支出	100		
雑収入		諸謝金支出	187		
受取利息収入	1	負担金支出	1		
雑収入	1	助成金支出	0		
引当金取崩額		委託費支出	11,077		
貸倒引当金取崩額	1	貸倒引当金繰入支出	1		
助成金支出引当金取崩額	1	助成金支出引当金繰入支出	1		
事業基金取崩収入		雑支出	50		
事業基金積立金取崩収入	16,175	他会計への繰入金支出			
		法人会計への繰入金支出	0		
		事業基金積立金支出			
		事業基金積立金支出	0		
法人会計	3,740	法人会計	3,740		
雑収入		管理費支出			
雑収入	1	給与手当支出	1,501		
事業基金取崩収入		福利厚生費支出	248		
事業基金積立金取崩収入	3,739	会議費支出	10		
		旅費交通費支出	20		
		通信運搬費支出	164		
		什器備品費支出	10		
		消耗品費支出	50		
		修繕費支出	10		
		印刷製本費支出	10		
		光熱水料費支出	50		
		賃借料支出	485		
		諸謝金支出	300		
		租税公課支出	92		
		負担金支出	3		
		委託費支出	267		
		雑支出	520		
		引当金繰入金	0		
		貸倒引当金繰入額	0		
		助成金支出引当金繰入額	0		
当期収入合計	A	19,921	当期支出合計	D	19,921
前期繰越収支差額	B	0	当期収支差額	A-D	0
収入合計	A+B=C	19,921	次期繰越収支差額	C-D	0

(2) 予定正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和3年7月31日、単位 千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	復興支援事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	0	0
② 事業基金運用益			
事業基金受取利息	1	0	1
③ 受取寄附金			
受取寄附金	1	0	1
④ 雑収益			
受取利息	1	0	1
雑収益	1	1	2
⑤ 引当金取崩額			
貸倒引当金取崩額	1	0	1
助成金支出引当金取崩額	1	0	1
経常収益計	6	1	7
(2) 経常費用			
① 事業費	16,179	0	16,179
旅費交通費	10	0	10
通信運搬費	68	0	68
消耗品費	10	0	10
印刷製本費	4,676	0	4,676
賃借料	100	0	100
諸謝金	187	0	187
支払負担金	1	0	1
支払助成金	0	0	0
委託費	11,077	0	11,077
雑費	50	0	50
② 管理費	0	3,740	3,740
給料手当	0	1,501	1,501
福利厚生費	0	248	248
会議費	0	10	10
旅費交通費	0	20	20
通信運搬費	0	164	164
什器備品費	0	10	10
消耗品費	0	50	50
修繕費	0	10	10
印刷製本費	0	10	10
光熱水料費	0	50	50
賃借料	0	485	485
諸謝金	0	300	300
租税公課	0	92	92
支払負担金	0	3	3
委託費	0	267	267
雑費	0	520	520
③ 引当金繰入金	2	0	2
貸倒引当金繰入額	1	0	1
助成金支出引当金繰入額	1	0	1
経常費用計	16,181	3,740	19,921
当期経常増減額	△ 16,175	△ 3,739	△ 19,914

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	復興支援事業		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 16,175	△ 3,739	△ 19,914
一般正味財産期首残高	85,708	7,058	92,766
一般正味財産期末残高	69,533	3,319	72,852
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000	0	100,000
指定正味財産期末残高	100,000	0	100,000
III 正味財産期末残高	169,533	3,319	172,852

(3) 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在、単位 千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	588	187	775
普通預金	588	187	775
定期預金	0	0	0
未収金	76	0	76
未収金貸倒引当金	△ 38	0	△ 38
有価証券	0	0	0
流動資産合計	626	187	813
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	100,000	0	100,000
基本財産合計	100,000	0	100,000
(2) 特定資産			
事業基金積立金	69,533	3,319	72,852
特定資産合計	69,533	3,319	72,852
固定資産合計	169,533	3,319	172,852
資産合計	170,159	3,506	173,665
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	625	84	709
預り金	0	103	103
助成金支出引当金	1	0	1
流動負債合計	626	187	813
負債合計	626	187	813
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	100,000	0	100,000
指定正味財産合計	100,000	0	100,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(0)	(100,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	69,533	3,319	72,852
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(69,533)	(3,319)	(72,852)
正味財産合計	169,533	3,319	172,852
負債及び正味財産合計	170,159	3,506	173,665